

2015年度  
関西学院大学ロースクール  
A日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《9:30～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【憲法問題】

次の文章を読んで〔問〕に答えなさい。

公職選挙法9条は「年齢満20年以上の者」に選挙権を認めている。しかし、同法11条1項2号は、「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」は選挙権を有しないと定めている。

Aは、B市内の公道で自動車を運転中、必要な注意を怠ったことにより他の車と衝突事故を起こし、その車に乗っていた2人に重傷を負わせた。Aは、自動車運転過失致傷の罪で起訴され、懲役6ヶ月の実刑判決を受け、この判決は確定した。

Aは、C刑務所に収容された。その収容期間中の201×年×月×日に、衆議院議員総選挙が行われたが、Aは、上記公職選挙法の規定により投票することができなかった。

Aは、自分に対する選挙権の剥奪ないし停止は憲法に違反するとして訴訟を起こそうと考えている。

〔問〕

Aの主張は認められるか。Aが主張するであろう憲法上の論点を踏まえて、あなたの考えを述べなさい。



## 2015年度A日程入試 憲法

### 【出題の趣旨】

かつて公職選挙法にあった選挙権の剥奪・制限規定のうち、成年被後見人については、地裁で違憲判決が出され（東京地判 2013(H25).3.14）、国会は直ちに全会一致でこの規定を削除し、政府も控訴を取り下げた例がある。

選挙権を剥奪・制限している問題文のような受刑者についての裁判では、1審では合憲（大阪地判 2013(H25).2.6）、控訴審（大阪高判 2013(H25).9.27）では違憲の判断が示され、マスコミでも大きく報道され、現在最高裁で審理が続いている。

選挙権の性質、その基本性、選挙権はどのような場合に限って制限されるか、本件のような受刑者についてはどうか等について、憲法の最重要判例のひとつである最高裁の判決（最大判 2005(H17).9.14 在外日本人選挙権訴訟）を踏まえて論じることが求められている。

### 【採点講評】

・ 解答は、上記した在外日本人の選挙権に関する最高裁の判例（最大判 2005(H17).9.14）（百選 152）の理解が基礎となる。しかし、この基本判例の理解が不十分である答案がかなりあった。憲法の基本事項の勉強不足が原因であろう。

・ 設問同様の実際の裁判でも、上記判例を踏まえて判断がなされている。原告Aの主張が認められない（上記1審）、あるいは、認められる（上記2審）とする場合、いずれにおいても最高裁の判例との事例の異同を踏まえて、結論を導く理由が述べられなければならない。解答の論理の明快さや説得力に留意した展開が必要である。